

# 河川愛護活動支援金交付要綱

(交付の趣旨)

第1条 市が管理する河川の清掃及び除草等河川環境の浄化並びに親水活動等の河川愛護活動を組織的に行う団体に対して、良好な河川環境保全や地域の河川に対する意識向上、また治水機能維持の一助にもつながることから、その活動を支援するため支援金を交付するものとする。

(交付対象団体)

第2条 前条の支援金を交付する団体は河川環境の浄化及び河川愛護活動を実施することを目的として自主的に設立された「川を守る会」等の団体で、その活動実績等を審査し、市長が支援金の交付対象団体として認定した団体(以下「認定団体」という。)とする。

2 前項の団体は、10名以上の会員で組織され、地元の自治協議会の推薦を受けた団体で、年間2回以上の河川愛護活動を1年間以上実施した実績を有する団体とする。

(交付対象となる河川及び活動範囲)

第3条 交付対象となる市が管理する河川は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 格上げ 二級河川
- (2) 準用河川
- (3) 普通河川
- (4) 上記、河川以外で地域において通称河川と呼ばれている下水道施設
- (5) その他 審査の上、市長が特に必要と認めるもの

2 交付対象となる活動範囲については、交付対象団体として認定する際に、併せて審査し、市長が認定するものとする。

なお、年度中途の活動範囲の変更は、行うことができない。

(支援金の交付手続)

第4条 支援金の交付を受けようとする認定団体の代表者は河川愛護活動支援金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(支援金の交付)

第5条 支援金は前条の規定により申請書が提出された認定団体の活動実績を審査し、市長が交付基準に合致すると認めたものについて、第6条に定めるところにより年1回交付する。

(支援金の交付基準及び交付額)

第6条 支援金の交付額は予算の範囲内において団体活動支援金、延長加算金及び愛護活動加算金、除草活動加算金の合計とする。

ただし、年間の清掃及び除草等河川環境の浄化活動の回数が、2回以上の

認定団体に対し、支援金を交付するものとする。

- 2 団体活動支援金の交付基準及び金額については別表1、延長加算金の交付基準及び金額については別表2に、愛護活動加算金の交付基準及び金額については別表3に、除草活動加算金の交付基準及び金額については別表4に定めるところによる。

(審査機関)

第7条 第2条及び第3条に掲げる審査、その他市長が必要と判断した事項の審査を実施するための機関として、次の各号に掲げる委員で構成する「福岡市河川愛護活動支援金交付審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

- (1) 道路下水道局 建設部長
  - (2) 道路下水道局 建設推進課長
  - (3) 道路下水道局 下水道管理課長
  - (4) 道路下水道局 河川計画課長
- 2 審査会の会長は、道路下水道局 建設部長とし、審査会の招集及び会務を総理するものとする。
  - 3 審査会の事務局は、建設部河川課に設置する。
  - 4 会長は、特別の理由により審査会を招集することができないと認めるときは、議事の内容を明らかにした議案書その他必要な資料を委員に送付し、書面による会議（以下「書面会議」という。）を開催することができる。
  - 5 書面会議を開催するときは、委員は、会長が指定する期日までに、議事に対する賛否を明らかにした表決書を会長に提出しなければならない。
  - 6 書面会議は、前項に規定する期日までに、委員の過半数の表決書が提出されたことをもって成立する。

(審査会の掌握事務)

第8条 審査会は、新たに支援金の交付を受けようとする団体の第2条第2項に掲げる活動実績等を審査し、交付対象団体としての認定を行う。

- 2 既に認定を受けている団体についても、市長が審査の必要性を判断した場合には、審査会を招集し、交付対象団体としての適否を認定することができる。
- 3 審査会は、第3条第1項第5号に該当するもの、第3条第2項に掲げる新規団体の活動範囲の認定及び認定団体の活動範囲の変更を認定するものとする。
- 4 審査会は、市長が審査の必要性を判断した場合には、第5条に掲げる活動実績を審査するものとする。

(施行細則)

第9条 この要綱の施行に際し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は昭和45年4月1日から適用する。

附 則

この改定要綱は昭和47年4月1日から適用する。

附 則

この改定要綱は昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この改定要綱は平成11年4月1日から適用する。

附 則

この改定要綱は平成20年4月1日から適用する。

附 則

この改定要綱は平成21年4月1日から適用する。

附 則

この改定要綱は平成22年4月1日から適用する。

附 則

この改定要綱は平成27年4月1日から適用する。

附 則

この改定要綱は令和2年4月1日から適用する。

附 則

この改定要綱は令和3年2月26日から適用する。

【別表1 団体活動支援金】

年間清掃及び愛護活動回数	金額（円）
2回	30,000円
3～4回	50,000円
5回以上	60,000円

1 活動計画の決定等の会議は、活動回数に含まないものとする。

【別表2 延長加算金】

延長距離	金額（円）
0.5km以上4km未満	20,000円
4km以上8km未満	30,000円
8km以上	40,000円

1 加算額の対象となる延長距離は、清掃及び除草等河川環境の浄化活動を実施している河川延長とする。

【別表3 愛護活動加算金】

年間で実施した活動の種類	金額（円）
2種類以上	20,000円

1 活動の種類については、次項の活動分類によるものとする。

2 活動分類

- (1) 河川内の不法投棄物の回収
- (2) 巡回パトロール
- (3) 高水敷の洗浄
- (4) 地域住民と連携した生き物調査・水質調査
- (5) 水生生物の育成・保護
- (6) 河川敷の花壇の手入れ
- (7) その他の親水・河川愛護活動

【別表4 除草活動加算金】

延べ面積	金額（円）
10,000㎡以上20,000㎡未満	20,000円
20,000㎡以上30,000㎡未満	40,000円
30,000㎡以上40,000㎡未満	60,000円
40,000㎡以上50,000㎡未満	80,000円
50,000㎡以上	100,000円

1 延べ面積の算定は、市が提供する図面に、活動範囲を記入し、提出してもらったものから算定するものとする。